

すまいるでい

防犯対策マニュアル

はじめに

すまいるでいを安心して利用できるよう防犯に関するマニュアルを作成するものである。

1. 想定される犯罪

想定される犯罪として盗難、暴行、器物破損、放火、詐欺などがある。

2. 防犯管理体制

・防犯責任者 山口正明

・防犯員 全職員

●防犯責任者

- 1) 施設・防犯設備の点検、整備を行う。
- 2) 警察等関連機関や、地域との連携及び防犯情報の収集を行う。
- 3) 職員、利用者の防犯意識の向上に努める。
- 4) 非常事態発生時の指揮、対応をする。

●防犯員

- 1) 施設周辺で何事かが発生するか、発生に至る予兆を確認した場合は防犯責任者に報告する。
- 2) 隣接の法人施設や地域から情報が寄せられた場合、防犯責任者に報告する。

3. 日常の対応

- 1) 地域でのあいさつ、声かけなどすべての職員が意識して行う。あいさつ等を通し関係性を持つことは、防犯上も有効である。
- 2) 留守をする際の施錠を励行する。
- 3) 営業時間及びサービス時間中も施錠を励行する。
- 4) 施錠その他は最後に帰る職員が再度確認を行う。

4. 非常時の対応

- 1) 防犯責任者、防犯員は事業所付近の人の動き、出入りについて常に関心を払い、不審者と思われる人物をいち早く察知する。場合によっては警察へ通報する。
- 2) 非常時は報告・指揮が間に合わない状況もありうるが、利用者を安全第一にする。
- 3) 安全確保が必要な場合、利用者を留めて置くか避難経路に従い避難するか等状況に応じ判断する。